

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【公表番号】特表2008-509149(P2008-509149A)

【公表日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-012

【出願番号】特願2007-524981(P2007-524981)

【国際特許分類】

A 6 1 K 49/00 (2006.01)

A 6 1 K 49/04 (2006.01)

A 6 1 K 31/4412 (2006.01)

A 6 1 K 31/16 (2006.01)

A 6 1 P 13/12 (2006.01)

G 0 1 N 33/493 (2006.01)

G 0 1 N 33/49 (2006.01)

G 0 1 N 33/70 (2006.01)

G 0 1 N 33/68 (2006.01)

A 6 1 B 5/055 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 49/00 Z

A 6 1 K 49/04 F

A 6 1 K 31/4412

A 6 1 K 31/16

A 6 1 P 13/12

G 0 1 N 33/493 A

G 0 1 N 33/49 Z

G 0 1 N 33/70

G 0 1 N 33/68

A 6 1 B 5/05 3 8 3

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月5日(2011.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

造影剤の注入を受けるヒトにおける腎損傷又は腎疾患の予防又は治療剤であって、鉄キレート剤を含む、剤。

【請求項2】

前記造影剤がイオン性造影剤である、請求項1に記載の剤。

【請求項3】

前記造影剤が非イオン性造影剤である、請求項1に記載の剤。

【請求項4】

前記注入が非経口注入である、請求項1に記載の剤。

【請求項5】

前記非経口注入が動脈内注入である、請求項4に記載の剤。

- 【請求項 6】
前記非経口注入が静脈内注入である、請求項 4 に記載の剤。
- 【請求項 7】
前記注入が心臓手術の間に行われる、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 8】
前記心臓手術が心臓カテーテル法である、請求項 7 に記載の剤。
- 【請求項 9】
前記注入が非心臓手術の間に行われる、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 10】
前記非心臓手術が血管造影である、請求項 9 に記載の剤。
- 【請求項 11】
前記血管造影が血管の造影である、請求項 10 に記載の剤。
- 【請求項 12】
前記血管が、大動脈、頸動脈血管、腸骨血管、大腿血管、腸間膜血管および大脳血管からなる群から選択される少なくとも 1 つである、請求項 11 に記載の剤。
- 【請求項 13】
前記血管が動脈である、請求項 11 に記載の剤。
- 【請求項 14】
前記血管が静脈である、請求項 11 に記載の剤。
- 【請求項 15】
前記血管造影が、頭部、胸部、腹部、骨盤部、上肢部および下肢部からなる群から選択される前記ヒトの身体の領域の少なくとも 1 つである、請求項 10 に記載の剤。
- 【請求項 16】
前記非心臓手術が瘻孔造影である、請求項 9 に記載の剤。
- 【請求項 17】
前記瘻孔造影が透析シャント瘻孔造影である、請求項 16 に記載の剤。
- 【請求項 18】
前記鉄キレート剤が、デフェリプロン、デフェロキサミン、ポリアニオン性アミンおよび置換ポリアザ化合物からなる群から選択される、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 19】
前記剤における鉄キレート剤が、ヒトの体重に対して 1 日当たり約 20 mg / kg ~ 約 150 mg / kg の範囲の用量で投与される、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 20】
前記剤が、複数用量で投与される、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 21】
前記剤が経口投与される、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 22】
前記剤における前記鉄キレート剤の量が、前記ヒトから得られる尿サンプル中の触媒鉄含有量に基づいて決定される、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 23】
前記触媒鉄が、前記尿サンプル中の参照蛋白質に対して定量される、請求項 22 に記載の剤。
- 【請求項 24】
前記参照蛋白質が、尿中クレアチニンである、請求項 23 に記載の剤。
- 【請求項 25】
前記剤における前記鉄キレート剤の量が、前記ヒトから得られる血液サンプル中のクレアチニン量に基づいて決定される、請求項 1 に記載の剤。
- 【請求項 26】
前記剤における前記鉄キレート剤の量が、前記ヒトから得られる血液サンプル中の血液尿素窒素含有量に基づいて決定される、請求項 1 に記載の剤。

【請求項 27】

前記剤における前記鉄キレート剤の量が、前記ヒトから得られる血液サンプル中のシステチンC含有量に基づいて決定される、請求項1に記載の剤。

【請求項 28】

前記ヒトへの前記剤の投与が、前記ヒトにおける急性腎不全の発病を実質的に予防する、請求項1に記載の剤。

【請求項 29】

前記ヒトが、前記造影剤の注入の結果として急性腎不全を有する、請求項1に記載の剤。

【請求項 30】

前記剤の投与が、前記ヒトにおける急性腎不全の重篤度を減少させる、請求項29に記載の剤。

【請求項 31】

前記造影剤の注入前に前記ヒトに投与される、請求項1に記載の剤。

【請求項 32】

前記造影剤の注入中に前記ヒトに投与される、請求項1に記載の剤。

【請求項 33】

前記造影剤の注入後に前記ヒトに投与される、請求項1に記載の剤。

【請求項 34】

前記剤の投与が、前記造影剤の注入の結果としての前記ヒトにおける不可逆的腎損傷を予防する、請求項1に記載の剤。

【請求項 35】

前記ヒトが既存の腎臓機能障害を有する、請求項1に記載の剤。

【請求項 36】

前記既存の腎臓機能障害が進行性腎疾患である、請求項35に記載の剤。

【請求項 37】

前記進行性腎疾患が慢性腎疾患である、請求項36に記載の剤。

【請求項 38】

前記剤の投与が、前記ヒトにおける急性腎不全の発病を実質的に予防する、請求項37に記載の剤。

【請求項 39】

前記ヒトが、前記造影剤の注入の結果としての急性腎不全を有する、請求項37に記載の剤。

【請求項 40】

前記鉄キレート剤の投与が、急性腎不全の重篤度を減少させる、請求項39に記載の剤。